神戸女子大学・神戸女子短期大学スポーツ施設等管理運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の教育の充実及び活性化、また地域社会の体育振興に資することを目的として、本学のスポーツ施設等の管理運営について定める。

（対象施設）

第２条　本規程の対象となるスポーツ施設等は、次のとおりとする。

(1) 須磨キャンパスに設置された体育文化ホール（体力科学センターを含む)、グラウンド等及びその付属施設、器具・備品等

(2) ポートアイランドキャンパスに設置された体育ホール、グラウンド等及びその付属施設、器具・備品等

（管理責任者）

第３条　スポーツ施設等の管理責任者は、次のとおりとする。

(1) 建物（付属設備を含む）及び第２号から第４号を除く器具・備品等の管理責任者は、施設管財課長とする。

(2) 正課授業に使用する器具・備品等の管理責任者は、担当教員とする。

(3) クラブ・同好会等が使用する器具・備品等の管理責任者は、それぞれのクラブ・同好会の顧問とする。

(4) その他の学内団体（認定こども園含む）が使用する器具・備品等の管理責任者は、その責任者とする。

（使用用途及び運営事務）

第４条　スポーツ施設等の用途及び運営事務担当は以下の区分とする。

(1) 正課授業　教務課

(2) 課外活動（学友会、クラブ・同好会等）　学生課

(3) 本学が主催する行事　総務課（大学庶務担当）

(4) その他のもの　　総務課（大学庶務担当）

（使用手続及び使用許可）

第５条　スポーツ施設等を使用する場合は、所定の用紙に必要事項を記入の上、前条各号に定める担当課に提出し、許可を得なければならない。ただし、前条第１号については、省略することができる。

２　使用用途ごとの使用順位は以下を基本とする。

(1) 本学が主催する行事及び正課授業

(2) 学友会が主催するもの

(3) 認定こども園が主催するもの

(4) クラブ、同好会等が主催する課外活動

(5) 学生、教職員で組織する学内団体が主催するもの

(6) 本学同窓会、学外教育団体等が主催するもの

(7) 地域住民、公共団体等が主催するもの

3　前項第１号の正課授業の中では、正課スポーツ実技での使用を優先する。

4　使用順位に関して調整が必要な場合は、運営事務担当者間で調整を行う。

（使用時間等）

第６条　スポーツ施設等を使用できる時間は、原則として正課授業時間帯とする。ただし、別途必要と認めた場合は、時間を延長することができる。

2　前項の規定にかかわらず、クラブ・同好会等が使用できる時間については、別表のとおりとする。

3　休業日に使用する場合は、8：30 から 18：00 までとする。

4　原則として、全学一斉休業期間中は、使用禁止とする。

（遵守事項）

第７条　スポーツ施設等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的以外に使用しないこと。

(2) 使用者の代表者は安全管理に十分配慮すること。

(3) 施設及び器具・備品等を破損、滅失又は汚損しないこと。

(4) 別に定める各施設の使用ルールを遵守すること。

(5) その他管理責任者の指示に従うこと。

（使用の取消及び中止）

第８条　前条に違反した場合は、許可を取消し、使用を中止させることがある。

2　前項以外の場合でも、許可の取消し、又は使用の中止を要請することがある。

（損害賠償）

第９条　スポーツ施設等の使用者は、故意または重大な過失によって損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（本学以外の者の使用）

第 10 条　本学以外の者の使用についてはこの規程によるほか、「行吉学園施設貸与規程」の定めるところによる。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規程は、令和 5 年 6 月 8 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学須磨キャンパススポーツ施設管理規程、行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパススポーツ施設管理運営規程、神戸女子大学体育文化ホール使用規則、及び行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学体育ホール使用規則は廃止する。

附　則

この規程は、令和 5 年 9 月 28 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

別表（第６条第２項関係）　クラブ・同好会等が使用できる時間

区　　分	時　　間
朝	7:00～8:50
昼休み	12:40～13:15
夕　刻	19:00～20:00
休業日	8:30～18:00
上記の他、休業日以外の８：50～19：00 の間で授業に使用しない場合は、使用することができる。	